

資料 2

姫路市重層的支援体制整備事業の実施状況

令和 5 年度

地域福祉課

1 本市の現状（統計資料）と地域福祉計画

基礎情報（令和5年6月末現在）			
人口	526,727人	世帯数	247,051世帯
面積	534.43㎡	高齢化率	27.32%

■ 姫路市地域福祉計画

基本理念

**私たち一人ひとりが互いに支え合い、
住み慣れた地域で健やかな暮らしができる
福祉のまちづくり**



基本方針と施策

（1）地域福祉を支える環境づくり

- ① 地域福祉活動の促進及び活性化
- ② 地域で生活課題を支援する仕組みづくり
- ③ 地域福祉の意識の醸成

（2）支え合いを支援する仕組みづくり

- ① 重層的な相談支援のネットワークづくり
- ② 権利擁護支援の充実（姫路市成年後見制度利用促進基本計画）
- ③ 包括的な支援体制の構築

（3）健やかな暮らしを支えるまちづくり

- ① 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保
- ② みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり
- ③ 安全・安心に暮らせる防災対策、防災活動の促進

三つの基本方針に共通する事項として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について関係者が意見交換を進め、包括的な支援体制の構築を目指す。

2 重層的支援体制整備プログラムの概要

■ プログラムの目的

社会福祉法第106条の5の規定及び姫路市地域福祉計画に基づき、重層的支援体制整備事業について、本市における実施体制づくりを進めるために策定する。

本市の高齢者、障害者、子ども、生活困窮者その他の福祉に関する基本方針を踏まえ、支援関係者がその内容を共有しつつ、地域住民への支援や環境づくりを一体的に進める。

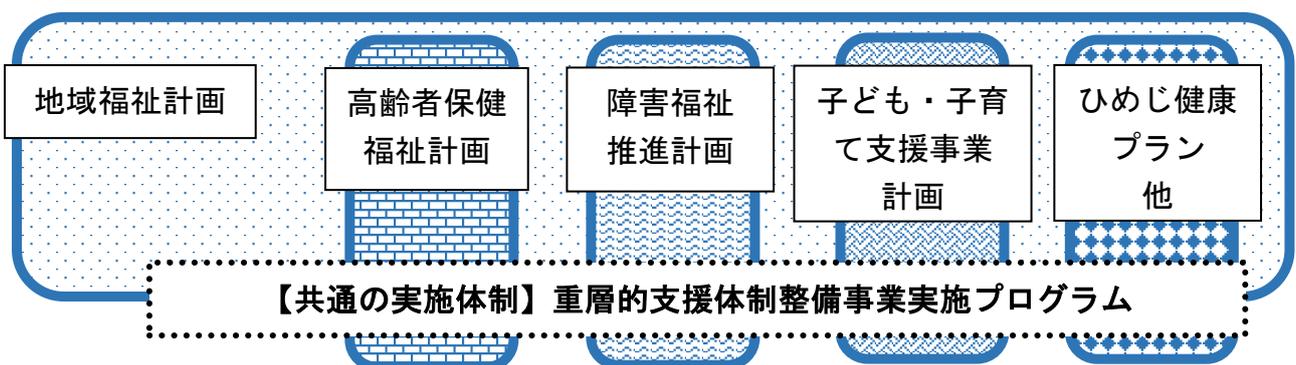
- ・ 姫路市地域福祉計画
- ・ 姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画
- ・ 姫路市障害福祉推進計画
- ・ 姫路市子ども・子育て支援事業計画
- ・ ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）
- ・ ひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市自殺対策計画）

また、事業の推進にあたっては、姫路市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動とも連携し、地域住民等へのきめ細やかな支援の展開を図る。

■ プログラムの位置付け

本市の福祉関連計画の基本方針と整合性を保ちつつ、支援関係者が共通して取り組む**実施体制**に特化したものとする。

《プログラムの位置付け》



■ 「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体実施

① 相談支援

属性や世代を問わず、世帯を取り巻く問題を包括的に受け止める相談支援

② 参加支援

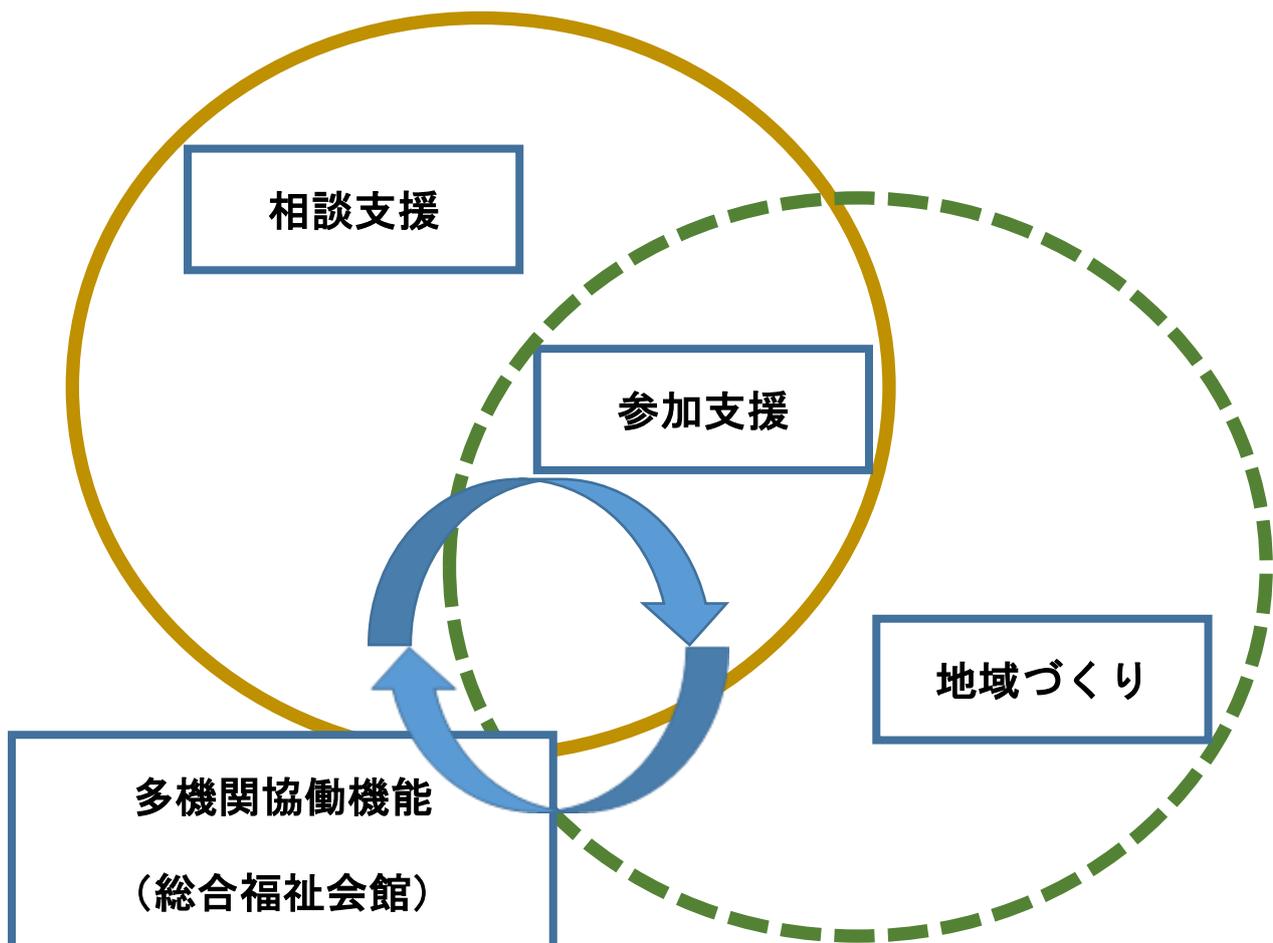
狭間のニーズに対応するつながりや居場所

③ 地域づくりに向けた支援

介護、障害、子ども、生活困窮などの地域づくり事業の連携
住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所づくり

④ 多機関協働機能

一体的実施の全体調整を行う機能



■ 対象となる事業

区分		本市の事業と実施体制
相談 支援	①地域包括 支援センタ ーの運営	【事業名】 地域包括支援センターの運営
		【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等
	②相談支援 事業	【事業名】 相談支援機能強化事業（ひめりんく、基幹相談支援センター）
		【支援対象者】 障害のある方等
③利用者支 援事業	【事業名】 利用者支援事業	
	【支援対象者】 子育て中の保護者（「母子保健型」は妊娠期から対象）	
④自立相談 支援事業	【事業名】 生活困窮者自立相談支援事業（くらしと仕事の相談窓口）	
	【支援対象者】 生活困窮状態にある者、生活上の困難を抱え支援の必要な者	
地 域 づ く り	⑤地域介護 予防活動支 援事業	【事業名】 地域介護予防活動支援事業
		【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等
	⑥生活支援 体制整備事 業	【事業名】 生活支援体制整備事業
		【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等
	⑦地域活動 支援センタ ー事業	【事業名】 地域活動支援センター事業
		【支援対象者】 障害のある方
	⑧地域子育 て支援拠点 事業	【事業名】 地域子育て支援拠点事業
		【支援対象者】 乳幼児及びその保護者

	⑨生活困窮者支援等のための地域づくり事業	【事業名】 <u>生活困窮者支援等のための地域づくり事業（新規）</u> ① 地域見守りネットワーク事業 ② 地域づくりにおける企業活動や寄付金等の活用研究 【支援対象者】 ① 高齢者や障害のある方、学校等 ② 福祉活動を行う民間団体、個人等
参加支援	⑩参加支援事業	【事業名】 <u>参加支援事業（新規）</u>
多機関協働機能	⑪アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【事業名】 <u>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新規）</u>
	⑫多機関協働事業	【事業名】 <u>多機関協働事業（新規）</u>

◇支援ニーズに応じて、その他の分野の事業とも連携し、体制及び環境づくりを一体的に進める。

■ 「相談支援」～包括的相談支援体制の構築

【包括的な相談支援体制の整備形態】 基本型

既存の拠点の支援対象や機能は変更せず、各支援機関の間で相互に連携を図る。

■ 「エリアマネージャー」「エリアサポーター」の配置

相談窓口等の連携体制を強化するために、関係部署や相談窓口等に、新たに「エリアマネージャー」及び「エリアサポーター」を配置する。

■ 1 エリアマネージャー

分野横断的な連携、調整に関する各福祉分野におけるアドバイザー。

高齢者、子ども、生活困窮者など関係部署に配置する。

エリアマネージャーの主な役割

1. 分野を横断する相談に対し、それぞれの分野の立場から必要に応じて助言する。
2. 支援関係者ネットワーク会議に参加する。
3. 各分野の連携及び連携支援を行った件数等を取りまとめる。

■ 2 エリアサポーター

相談事業の受託事業者などに配置、連携のサポートを行う。

エリアサポーターの主な役割

1. 自らの窓口の職員が他分野の相談支援に従事する者又はエリアマネージャーと連携するための助言を行う。
2. 各分野の連携及び連携支援を行った件数等を取りまとめる。

■ 支援関係者ネットワーク会議の実施

包括的な相談支援体制や地域づくりを行うため、事業の所管課及び関係団体等で構成する「支援関係者ネットワーク会議」を実施する。

支援関係者ネットワーク会議の役割

1. 事業の実施状況を共有する。
2. 事例検討等を通じた支援力の向上を図る。
3. プログラムの評価及び見直しに向けた意見交換を行う。

■ 重層的支援会議

総合福祉会館を多機関協働事業者とし、複合化した課題について、関係する機関や窓口、支援関係者、と連携し、**情報収集、支援プランの作成と役割分担**の調整を行う。

支援プランの検討にあたっては、「支援会議」や他の既存の個別支援検討会議と、「重層的支援会議」を並行して実施する場合もある。

また、作成した支援プランについては、随時評価及び見直しを行う。

■ 支援会議

社会福祉法第 106 条の 6 に基づき、支援の関係者が支援対象者やその世帯についての**情報と支援方針**を共有するための支援会議を組織する。

支援会議は、総合福祉会館が事務局となり、必要に応じて開催する。

■ 参加支援事業

総合福祉会館を参加支援事業者とし、主に**社会的孤立状態にある方の社会参加**について、既存の事業を中心に**資源の開拓及び情報収集**を行い、相談者が求める**社会参加の場の提供**についての調整を行う。

■ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

総合福祉会館を事業の実施事業者とし、各分野において実施される既存のアウトリーチの状況に留意しつつ、**必要な支援が届いていない方又は世帯の情報収集のために**、訪問又は電話相談によるアウトリーチを行う。

■姫路市重層的支援体制整備事業実施プログラム R4 実施状況

1 新規事業の実施状況

①多機関協働事業

〔実施窓口〕総合福祉会館「福祉つながる窓口」

〔令和4年度 延べ対応実績〕

多機関協働事業対応ケース 延べ41件

支援会議 6件 ※事例については後述。

重層的支援会議 0件

- ・複合的な課題の相談について、複数の支援機関との情報共有や窓口の紹介を行った。
- ・複数の支援機関が参加する支援会議により、関係機関による個別ケースの検討、支援方針の共有、役割分担などの検討を行った。
- ・本人同意（又は本人参加）による重層的支援会議は、該当案件がなく開催できなかった。

②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

〔実施窓口〕総合福祉会館「福祉つながる窓口」

〔令和4年度 延べ対応実績〕

実施件数 64件

- ・相談が中断しているケースなどを中心に、電話やメールにより情報収集を実施した。
- ・来所が困難なケースについて、訪問による状況把握と対応を実施した。

③参加支援事業

〔実施窓口〕総合福祉会館「福祉つながる窓口」

〔令和4年度 延べ対応実績〕

参加支援 1件 ※事例概要については後述。

- ・支援会議を通して学習支援事業の活用について検討し、利用につなげた。

④生活困窮者支援等のための地域づくり事業

〔実施窓口〕総合福祉会館「福祉つながる窓口」

〔令和4年度実施内容〕

- ①民間企業の行う子どもや生活困窮者等への支援を目的とした社会貢献活動について、市の広報媒体を活用して市民への周知を図る。

〔実績〕

- ・企業ボランティアネットワークのチャリティバザーについて、広報ひめじに掲載した。

②社会的孤立状態にある方への支援事業などを市民に周知するために、市民に身近な民間団体の協力を依頼する。

〔実績〕

- ・姫路市薬剤師会の協力により、ひきこもり支援推進事業「ぷちたぷち」のリーフレットを市内調剤薬局に配置した。

2 包括的な相談支援体制の構築（総合福祉会館「福祉つながる窓口」について）

①「福祉つながる窓口」相談実績について

- ・「どこに相談したらいいかわからない方のための相談窓口」として、幅広く福祉に関する相談を受け付け、利用できる制度や事業の説明、他の機関へのつなぎなどの支援を実施した。
- ・年3回自治会回覧を行い、市民に窓口の周知を図った。

〔延相談者数（R4）〕

本人	家族	他機関	民生委員他	その他	合計
522	105	79	8	41	755

②エリアマネージャー、エリアサポーター

- ・効果的な設置形態について、引き続き検討を行いたい。

3 支援関係者ネットワーク会議の実施

〔令和4年度実施内容〕

- ①ひきこもり支援 「不登校・ひきこもり支援ネットワークひめじ」
 （「姫路市におけるひきこもり支援に関する検討会議」と併せて開催）

〔参加機関〕

局・属性	所属・団体
健康福祉局	障害福祉課、地域包括支援課、生活援護室、保健所健康課 総合福祉会館
産業局	労働政策課
教育委員会事務局	育成支援課
県	兵庫県男女青少年課、兵庫発達障害者支援センター、県立こどもの館、兵庫県ひきこもり地域支援センター播磨ランチ
関係団体	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会、民間支援団体（者）
アドバイザー	神戸市看護大学
オブザーバー	播磨地域他市町・社協関係者、民間支援団体（者）

〔実績〕 計3回開催

- ・ひきこもり支援推進事業「ぷちたぷち」経過報告
- ・令和4年度提案型協働事業「こころが繋がるこの1冊事業」等
- 事業報告、グループワークによる意見交換などを実施した。

②ヤングケアラー支援 「ヤングケアラーの支援に関する支援関係者ネットワーク会議」

〔参加機関〕

局・属性	所属・団体
健康福祉局	障害福祉課、地域包括支援課、生活援護室、保健所健康課 中央保健センター、総合福祉会館
こども未来局	こども家庭総合支援室、こども支援課、こども保育課
産業局	労働政策課
教育委員会事務局	学校指導課、育成支援課
関係団体	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会（くらしと仕事の相談窓口） 、ひめじ若者サポートステーション

〔実績〕 計3回開催

- ・ヤングケアラーについての研修
 - ・R3策定の支援マニュアルについて意見交換
 - ・事例検討 等
- グループワークによる意見交換などを実施した。

③関係課意見交換会 「重層的支援体制整備事業意見交換会」

〔参加機関〕

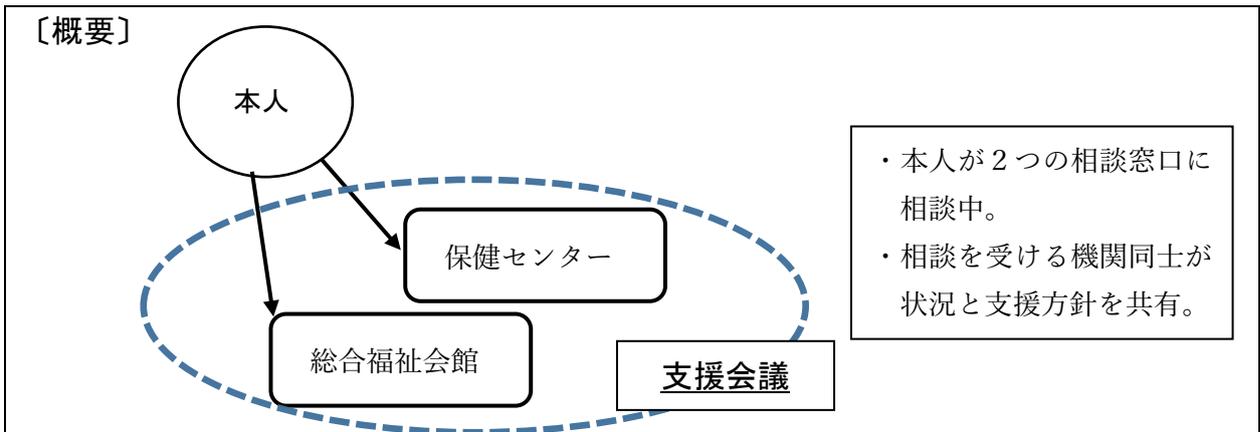
局・属性	所属・団体
健康福祉局	保健福祉政策課、障害福祉課、総合福祉通園センター 高齢者支援課、地域包括支援課、生活援護室 保健所健康課、総合福祉会館
こども未来局	こども家庭総合支援室、こども支援課、こども保育課
市民局	市民活動推進課
関係団体	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会、社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、特定非営利活動法人コムサロン二十一

〔実績〕 1回開催

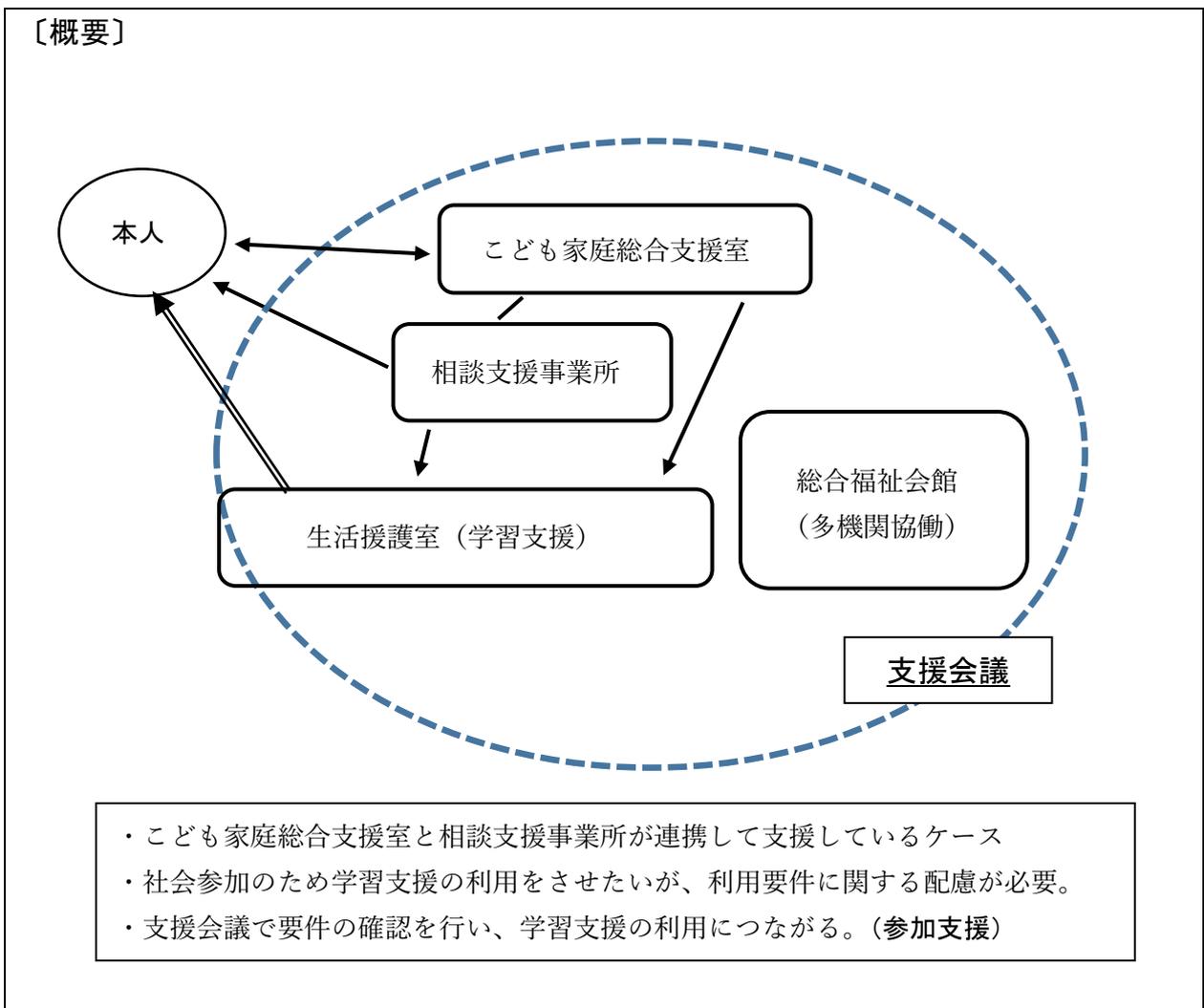
- ・重層的支援体制整備事業の概要について
 - ・令和4年度の重層的支援体制整備事業の実施状況報告
- 事業報告と質疑応答による意見交換を実施した。

4 支援会議の開催、参加支援の検討事例

①支援会議を開催したケース（ケース1）



②支援会議ののち参加支援に至ったケース（ケース2）



【担当・問合せ先】

姫路市健康福祉局福祉総務部
地域福祉課
電話：079-221-2303